発明の単一性およびシフト補正禁止



会員 小林 茂

要約一

発明の単一性の要件およびいわゆるシフト補正禁止の要件について、以下のように考える。

- ① 請求項 1 に係る発明が特別な技術的特徴を有するか否かにかかわらず、特許請求の範囲に記載された複数の請求項の少なくとも一部でかつ複数の請求項に係る発明が同一のまたは対応する特別な技術的特徴を有する発明は発明の単一性の要件を満たす。
- ② 発明の単一性の要件を満たさない請求項に係る発明については、発明の単一性の要件以外の特許要件の審査を行うことができない。
- ③ 補正前の特許請求の範囲に記載された全ての請求項に係る発明が発明の単一性の要件を満たさない場合には、シフト補正禁止の要件についての規定である特許法第 17条の 2 第 4 項の適用はない。

目次

- 1 発明の単一性の要件についての私見
- 2 発明の単一性についての審査基準
- 3 シフト補正禁止の要件についての私見
- 4 シフト補正禁止の要件についての審査基準
- 5 まとめ

1 発明の単一性の要件についての私見

(1)特許法第37条には、「二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。」と規定されている。また、特許法施行規則第25条の8第1項には、「特許法第37条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有することにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係をいう。」と規定されている。

これらの規定からすれば、特許請求の範囲に記載された複数の請求項に係る発明(以下、「請求項発明」という)のうちの複数の請求項発明(特許請求の範囲に記載された複数の請求項発明の少なくとも一部でかつ複数の請求項発明)が同一のまたは対応する特別な技術的特徴(以下、「STF」という)を有する場合には、当該同一のまたは対応する STF(以下、単に「同一のSTF」という)を有する請求項発明は発明の単一性の

要件を満たし、一の願書で特許出願をすることができる。すなわち、特許法施行規則第25条の8第1項の規定からすれば、特許請求の範囲に記載された複数の請求項発明(以下、「記載複数発明」という)のうちの複数の請求項発明が同一のSTFを有する場合には、当該STFを有する請求項発明は単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係を有する。したがって、上記のSTFを有する請求項発明は、特許法第37条が規定する「経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明」に該当する。このため、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一のSTFを有する場合には、当該STFを有する請求項発明は発明の単一性の要件を満たす。

(2) では、特許請求の範囲の最初に記載された請求項発明すなわち請求項1に係る発明がSTFを有しなければ、請求項1に係る発明以外の複数の請求項発明がSTFを有していても、当該STFを有する請求項発明は発明の単一性の要件を満たさないか。

この点,特許法第37条は単に「二以上の発明については」と規定しており、また特許法施行規則第25条の8第1項も単に「二以上の発明が」と規定しており、特許法第37条および特許法施行規則第25条の8第1項は、「二以上の発明」に請求項1に係る発明が含まれなければならないとは規定していない。

したがって、請求項1に係る発明がSTFを有していなくとも、請求項1に係る発明以外の複数の請求項発明がSTFを有していれば、当該STFを有する請求項発明は発明の単一性の要件を満たすと考える。

(3) 記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみが STF を有する場合には、当該請求項発明は発明の単 一性の要件を満たすか。

上述の如く、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一のSTFを有する場合に、当該STFを有する請求項発明が発明の単一性の要件を満たすのであり、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみがSTFを有する場合は、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一のSTFを有する場合には該当しない。

また、後述(3 (5))の如く、特許法第17条の2第4項が規定する要件についての私見によるときには、特許法第37条の規定の趣旨からすれば、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみがSTFを有する場合には、当該請求項発明は発明の単一性の要件を満たさないとすべきである。

以上のことから、記載複数発明のうちの1つの請求 項発明のみがSTFを有する場合には、当該請求項発 明は発明の単一性の要件を満たさないと考える。

なお、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が STF を有するが、それらの STF が同一の STF では ない場合も、同様に考えられる。

(4) 記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一の STF (第1の STF) を有し、他の複数の請求項発明が 第1の STF とは異なる同一の STF (第2の STF) を 有し、これらの請求項発明が共通の STF を有しない 場合はどうか。

この場合は、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一のSTFを有する場合に該当する。したがって、第1のSTFを有する請求項発明、第2のSTFを有する請求項発明のうちのどちらか一方について、発明の単一性の要件を満たすとすべきであるから、第1のSTFを有する請求項発明が第2のSTFを有する請求項発明よりも特許請求の範囲に先に記載されているときには、第1のSTFを有する請求項発明が発明の単一性の要件を満たし、それ以外の請求項発明については、発明の単一性の要件を満たさないとすべきであると考える。

なお、特許請求の範囲にさらに他の同一のSTF(第3のSTF等)を有する複数の請求項発明が記載され

ているときも、同様に考えられる。

(5) 発明の単一性の要件を満たす請求項発明について,発明の単一性の要件以外の特許要件(以下,「他要件」という)の審査を行うのは当然である。

では,発明の単一性の要件を満たさない請求項発明 について,他要件の審査を行うことができるか。

この点,発明の単一性の要件を満たさない請求項発明についても,他要件の審査を行うことができるとすれば,特許法第37条を規定した意味がなくなる。

また、後述(3(4))の如く、特許法第17条の2第4項が規定する要件についての私見によるときには、特許法第37条の規定の趣旨からすれば、発明の単一性の要件を満たさない請求項発明については、他要件の審査を行うことができないとすべきである。

以上のことから,発明の単一性の要件を満たさない 請求項発明については,他要件の審査を行うことがで きないと考える。

(6) 以上述べたことからすれば、請求項1に係る発明 が STF を有するか否かにかかわらず、記載複数発明 のうちの複数の請求項発明が同一の STF を有する場 合には、当該 STF を有する請求項発明は、発明の単 一性の要件を満たすから、当該 STF を有する請求項 発明については、他要件の審査を行い、その他の請求 項発明については、他要件の審査を行わずに、発明の 単一性の要件を満たさない旨の拒絶理由を通知するこ ととなる。たとえば、請求項1が発明特定事項 A お よび B を有し、請求項 2 が発明特定事項 A, B および Cを有し、請求項3が発明特定事項A. BおよびDを 有し、請求項4が発明特定事項A, B, DおよびEを 有し、発明特定事項 D のみが STF と認められる場合 (以下、「例1の場合」という)には、請求項3に係る 発明および請求項4に係る発明は同一のSTFを有 し、発明の単一性の要件を満たすから、請求項3に係 る発明および請求項4に係る発明については、他要件 の審査を行い、請求項1に係る発明および請求項2に 係る発明については、他要件の審査を行わずに、発明 の単一性の要件を満たさない旨の拒絶理由を通知する こととなる。

これに対して、記載複数発明のうちの複数の請求項 発明が STF を有するが、それらの STF が同一の STF ではない場合、記載複数発明のうちの1つの請 求項発明のみが STF を有する場合および記載複数発 明の全てが STF を有しない場合には、記載複数発明 の全てが発明の単一性の要件を満たさないから,記載 複数発明の全てについて他要件の審査を行わずに,発 明の単一性の要件を満たさない旨の拒絶理由を通知す ることとなる。

2 発明の単一性についての審査基準

(1)審査基準⁽¹⁾に、「発明の単一性の要件を満たすかどうかは、特許請求の範囲の最初に記載された発明と他の発明との間で判断し、特許請求の範囲の最初に記載された発明、及び当該発明との間で発明の単一性の要件を満たす一群の発明を、発明の単一性の要件以外の要件についての審査対象とする」と記載されている。

すなわち、審査基準においては、請求項1に係る発明と他の請求項発明との間で、発明の単一性の要件を満たすかどうかの判断をするとしている。

しかしながら、前述 (1(2))の如く、特許法第37条は単に「二以上の発明については」と規定しており、また特許法施行規則第25条の8第1項も単に「二以上の発明が」と規定しており、特許法第37条および特許法施行規則第25条の8第1項は、発明の単一性の要件の審査をするときに、請求項1に係る発明と他の請求項発明との間で判断しなければならないとは規定していない。

(2) また、審査基準⁽²⁾に、「既に特別な技術的特徴の有無を判断した請求項に係る発明が特別な技術的特徴を有しない場合には、次に、直前に特別な技術的特徴の有無を判断した請求項に係る発明の発明特定事項をすべて含む同一カテゴリーの請求項に係る発明のうち、請求項に付した番号の最も小さい請求項に係る発明を選択して、特別な技術的特徴の有無を判断する。」と記載されている。

すなわち、審査基準においては、直前に STF の有無を判断した請求項発明の発明特定事項を全て含む請求項発明のうち、請求項に付した番号の小さい順に STF の有無を判断するとしている。

そして、このような審査を行った場合には、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一の STF を有する場合にも、当該 STF を有する請求項発明が発明の単一性の要件を満たさないことがある。たとえば、例1の場合には、発明特定事項 Dが STF と認められ、請求項3および請求項4はどちらも発明特定事項 Dを有するから、請求項3に係る発明および請求項4に係る発明は同一の STF を有する。しかし、審査基

準に基づいた審査をした場合には、請求項3および請求項4は請求項2の発明特定事項の全てを有しないから、請求項3に係る発明および請求項4に係る発明は発明の単一性の要件を満たさない。このように、審査基準に基づいた審査をした場合には、請求項3に係る発明および請求項4に係る発明は同一のSTFを有するにもかかわらず、請求項3に係る発明および請求項4に係る発明は発明の単一性の要件を満たさない。

しかし、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一のSTFを有するにもかかわらず、当該STFを有する請求項発明が発明の単一性の要件を満たさないとすること、たとえば例1の場合において、請求項3に係る発明および請求項4に係る発明が同一のSTFを有しているにもかかわらず、単一性の要件を満たさないとすることは、請求項1に係る発明がSTFを有するか否かにかかわらず、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一のSTFを有する場合には、当該STFを有する請求項発明が発明の単一性の要件を満たすとする特許法第37条および特許法施行規則第25条の8第1項の規定に明らかに違反している。

3 シフト補正禁止の要件についての私見

(1) 特許法第17条の2第4項には、「前項に規定するもののほか、第1項各号に掲げる場合において特許請求の範囲について補正をするときは、その補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。」と規定されている。

この規定からすれば、拒絶理由通知がなされたのちに、特許請求の範囲を補正する場合には、補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明(以下、「補正後発明」という)は、拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明(以下、「既審査発明」という)と同一のSTFを有しなければならないという要件(以下、「シフト補正禁止の要件」という)を満たす必要がある。

ここで、逐条解説⁽³⁾に、「「拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明」とは、新規性・進歩性等の特許要件に

ついての判断が示された発明をいう。したがって、新 規性・進歩性等の特許要件についての判断が示されな かった発明はこれに含まれない。」と記載されている。

このことからも明らかなように、発明の単一性の要件の審査は行われたが、他要件の審査は行われなかった請求項発明は既審査発明には該当しない。

(2) そして、発明の単一性の要件についての私見によれば、補正前の記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一の STF を有する場合には、当該 STF を有する請求項発明が既審査発明であるから、当該 STF を有する補正後発明は、シフト補正禁止の要件を満たす。たとえば、例1の場合には、請求項3、4に係る発明が既審査発明であるから、補正後発明が請求項3、4に係る発明の STF (発明特定事項 D) を有する場合には、当該補正後発明はシフト補正禁止の要件を満たす。

このように、記載複数発明のうちの少なくとも一部について他要件の審査が行われた場合(以下、「他要件既審査の場合」という)には、特許法第17条の2第4項の適用があることは当然である。

(3) では、記載複数発明の全てが発明の単一性の要件を満たさず、記載複数発明の全てについて他要件の審査が行われなかった場合(以下、「他要件未審査の場合」という)に、特許法第17条の2第4項の適用はあるか。

前述(3(1))の如く,特許法第17条の2第4項は, 拒絶理由通知がなされたのちに,特許請求の範囲を補 正する場合には,補正後発明は既審査発明と同一の STFを有しなければならないと規定しており,特許 法第17条の2第4項の規定は既審査発明の存在を前 提としている。そして,発明の単一性の要件の審査は 行われたが,他要件の審査は行われなかった請求項発 明は既審査発明には該当しない。したがって,他要件 未審査の場合には,既審査発明は存在しないのである から,特許法第17条の2第4項の規定の適用の前提 が欠けている。

また、審査基準⁽⁴⁾に、「一の願書で特許出願することができる発明は、発明の単一性の要件を満たす範囲に制限されている(第37条)。しかしながら、拒絶理由を通知した後に、特許請求の範囲についてこのような制限を超える自由な補正が認められると、拒絶理由通知後の審査において、それまでに行った先行技術調査・審査の結果を有効に活用することができず、先行技術調査・審査のやり直しとなるような補正がされる

場合がある。このような補正がされると、迅速・的確な権利付与に支障が生じるばかりでなく、出願間の取扱いの公平性も十分に確保されないこととなるため、拒絶理由通知後の特許請求の範囲についての補正に関しても、一の願書で特許出願することができる発明の範囲についての制限と同様の制限を設けることとした。」と記載されている。

このように、シフト補正禁止の要件を定める特許法 第17条の2第4項の規定の趣旨は、先行技術調査・審 査のやり直しの防止である。

そして、他要件未審査の場合には、補正前の記載複数発明の全てが既審査発明ではなく、他要件の審査は全く行われていないから、どのような補正後発明について他要件の審査を行ったとしても、他要件の審査のやり直しを行うこととはならない。したがって、特許法第17条の2第4項の規定の趣旨からすれば、他要件未審査の場合には、特許法第17条の2第4項を適用すべきではない。

以上のことから、他要件未審査の場合には、特許法 第17条の2第4項の適用はないと考える。

(4) このように、他要件未審査の場合には、特許法第 17条の2第4項の適用はないとし、かつ発明の単一性の要件を満たさない請求項発明については、他要件の審査を行うことができないとするときには、分割出願をする必要のある場合が少なくなる。たとえば、補正前の記載複数発明の全てが STF を有しない場合には、特許法第17条の2第4項の適用はないから、シフト補正禁止の要件の制限を受けずに、補正後発明を権利化することができるので、分割出願をする必要がない。

これに対して、発明の単一性の要件を満たさない請求項発明についても、他要件の審査を行うことができるとするときには、分割出願をする必要のある場合が多くなる。たとえば、補正前の記載複数発明の全てがSTFを有しない場合に、所定の条件を満たす請求項発明について他要件の審査を行ったときには、他要件既審査の場合に該当し、特許法第17条の2第4項の適用がある。そして、補正前の記載複数発明の全てがSTFを有しない場合には、補正後発明が既審査発明と同一のSTFを有することはありえず、どのような補正後発明であってもシフト補正禁止の要件を満たさないから、何らかの請求項発明の権利化を望むのであれば、分割出願をする必要がある。

このため、出願人等の便宜を考慮すれば、発明の単

一性の要件を満たさない請求項発明については、他要 件の審査を行うことができないとすべきである。

ここで、審査基準⁽⁵⁾に、「特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合には、当該発明と他の発明との間で、同一の又は対応する特別な技術的特徴を見出すことができないため、発明の単一性の要件を満たすとはいえない。しかしながら、第37条が出願人等の便宜を図る趣旨の規定であることを考慮し、このような場合であっても、例外的に、以下の手順により審査対象となる発明については、発明の単一性の要件を問わないこととする。」と記載されている。

このように、発明の単一性の要件を定める特許法第 37条の規定の趣旨は、出願人等の便宜を図ることにある。

したがって、他要件未審査の場合には、特許法第17条の2第4項の適用はないとするときには、特許法第37条の規定の趣旨からすれば、発明の単一性の要件を満たさない請求項発明については、他要件の審査を行うことができないとすべきである。

(5) さらに、前述(3(3))の如く、他要件未審査の場合には特許法第17条の2第4項の適用はないとし、しかも前述(1(5))の如く、発明の単一性の要件を満たさない請求項発明については、他要件の審査を行うことができないとし、かつ記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみがSTFを有する場合には、当該請求項発明は発明の単一性の要件を満たさないとするときには、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみがSTFを有する場合には、特許法第17条の2第4項の適用はない。したがって、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみがSTFを有し、当該STFと認められる発明特定事項がたとえば極めて狭い範囲の数値限定である場合のように、出願人が当該STFを有しない請求項発明の権利化を望む場合には、当該STFを有しない請求項発明の権利化を望む場合には、当該STFを有しない請求項発明を補正後発明とすることができる。

これに対して、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみがSTFを有する場合には、当該請求項発明は発明の単一性の要件を満たし、他要件の審査の対象となるとするときには、補正後発明が当該STFを有しなければ、シフト補正禁止の要件を満たさない。このため、出願人が当該STFを有しない請求項発明の権利化を望む場合には、分割出願をする必要がある。

そして、記載複数発明のうちの1つの請求項発明の みがSTFを有する場合には、記載複数発明のうちの 複数の請求項発明が同一の STF を有する場合と比較して、出願人が当該 STF を有しない請求項発明の権利化を望む場合が多いと考えられる。したがって、出願人等の便宜を考慮すれば、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみが STF を有する場合には、当該請求項発明は発明の単一性の要件を満たさないとすべきである。

しかるに、前述(3(4))の如く、発明の単一性の要件を定める特許法第37条の規定の趣旨は、出願人等の便宜を図ることにある。したがって、他要件未審査の場合には、特許法第17条の2第4項の適用はないとし、しかも発明の単一性の要件を満たさない請求項発明については、他要件の審査を行うことができないとするときには、特許法第37条の規定の趣旨からすれば、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみがSTFを有する場合には、当該請求項発明は発明の単一性の要件を満たさないとすべきである。

4 シフト補正禁止の要件についての審査基準

(1)審査基準⁽⁶⁾に、「補正前の特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合には、当該発明と補正後の発明との間で、同一の又は対応する特別な技術的特徴を見出すことができず、したがって、補正前の特許請求の範囲において新規性・進歩性等の特許要件についての審査が行われたすべての発明と補正後の特許請求の範囲のすべての発明との間で、発明の単一性の要件を満たすとはいえない。」と記載されている。

すなわち、審査基準においては、補正前の請求項1 に係る発明がSTFを有しない場合には、どのような 補正後発明であってもシフト補正禁止の要件を満たさ ないとしている。

このため、この審査基準によれば、補正前の請求項1に係る発明がSTFを有しない場合には、拒絶理由通知を受けた場合に特許請求の範囲の補正が全く許容されない結果となる。しかし、拒絶理由通知を受けた場合に特許請求の範囲の補正が全く許容されない結果となるような解釈は、妥当な解釈とはいえない。このことは、審査基準において、補正前の請求項1に係る発明がSTFを有しない場合には、一定の条件を満たす補正後発明については、例外的にシフト補正禁止の要件を問わずに審査の対象とするとして、実際には特許請求の範囲の補正を許容していることからも明らか

である。

これに対して、私見においては、他要件既審査の場合には、既審査発明が有する STF を有する補正後発明はシフト補正禁止の要件を満たし、また他要件未審査の場合には、特許法第 17 条の 2 第 4 項の適用はないから、補正前の請求項 1 に係る発明が STF を有しない場合においても、拒絶理由通知を受けた場合に特許請求の範囲の補正が全く許容されない結果となることはない。

(2) また、3 (4) に示した発明の単一性の要件についての審査基準によれば、記載複数発明の全でが STFを有しない場合にも、複数の請求項発明が他要件の審査の対象となることがある。たとえば、請求項 1 が発明特定事項 A および B を有し、請求項 2 が発明特定事項 A および C を有し、請求項 3 が発明特定事項 A 、B 、C および D を有し、請求項 4 が発明特定事項 A 、B 、C および D を有し、意求項 4 が発明特定事項 A 、B 、C かまび B を有し、全ての請求項発明が STFを有しない場合(以下、「例 2 の場合」という)にも、請求項 1 ~4 に係る発明が他要件の審査の対象となることがありうる。

そして、審査基準⁽⁷⁾に、「第 I 部第 2 章「発明の単一性の要件」の 4.2 の審査対象の決定手順に従って、最後に特別な技術的特徴の有無を判断した補正前の発明の発明特定事項をすべて含む同一カテゴリーの補正後の請求項に係る発明のうち、請求項に付した番号の最も小さい請求項に係る発明について、特別な技術的特徴の有無を判断する。」と記載されている。

このシフト補正禁止の要件についての審査基準によ れば、補正前の記載複数発明の全てが STF を有しな い場合に、他要件の審査の対象となった請求項発明の うち最も多くの発明特定事項を有する請求項発明の発 明特定事項のうちの少なくとも1つの発明特定事項を 有しない補正後発明は、他要件の審査の対象とはなら ない。たとえば、例2の場合に、請求項1~4に係る発 明が他要件の審査の対象となったときには、発明特定 事項 A, B, C, D, E のうちの少なくとも 1 つの発明 特定事項を有しない補正後発明は、他要件の審査の対 象とはならないから, 発明特定事項 A, B, C, D, E お よびFを有する補正後発明は、他要件の審査の対象と なるが、発明特定事項 A, Bおよび Fを有する補正後 発明は、他要件の審査の対象とはならない。この結 果、出願人が発明特定事項 A、B および F を有する請 求項発明について権利化を望むときには、分割出願を

する必要がある。

これに対して、私見においては、補正前の記載複数 発明の全てが STF を有しない場合には、特許法第 17 条の 2 第 4 項の適用はないから、シフト補正禁止の要件の制限を受けずに、補正後発明を権利化することができる。たとえば、例 2 の場合には、発明特定事項 A、B および F を有する請求項発明を補正後発明とすることができ、分割出願をすることなく発明特定事項 A、B および F を有する請求項発明を権利化することができる。

5 まとめ

(1) 発明の単一性の要件について

私見においては、請求項1に係る発明がSTFを有するか否かにかかわらず、記載複数発明のうちの複数の請求項発明が同一のSTFを有する場合には、当該STFを有する請求項発明は発明の単一性の要件を満たす。このため、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみがSTFを有する場合には、当該請求項発明は発明の単一性の要件を満たさない。

また、発明の単一性の要件を満たさない請求項発明については、他要件の審査を行うことができない。このため、記載複数発明のうちの1つの請求項発明のみが STF を有する場合、記載複数発明の全てが STF を有しない場合には、記載複数発明の全てについて他要件の審査を行うことができない。

(2) シフト補正禁止の要件について

私見においては、他要件未審査の場合には、シフト 補正禁止の要件についての規定である特許法第17条 の2第4項の適用はない。このため、記載複数発明の うちの1つの請求項発明のみがSTFを有する場合、 記載複数発明の全てがSTFを有しない場合には、特 許法第17条の2第4項の適用はない。

注

- (1)「特許·実用新案審査基準」第 I 部, 第 2 章, 4. 1
- (2) 「特許·実用新案審査基準」第 I 部, 第 2 章, 4. 2, ②
- (3)「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説」特許法第17条 の2第4項の解説
- (4)「特許・実用新案審査基準」第Ⅲ部, 第Ⅱ節, 2
- (5)「特許·実用新案審査基準」第 I 部, 第 2 章, 4. 2
- (6)「特許・実用新案審査基準」第Ⅲ部, 第Ⅱ節, 4.3
- (7)「特許·実用新案審査基準」第Ⅲ部, 第Ⅱ節, 4. 3. 2, ① (原稿受領 2013. 1. 7)